

令和7年10月20日	資料2
第2回看護師の特定行為研修制度 見直しに係るワーキンググループ	

特定行為の内容の見直しについて

特定行為の内容に関する主なご意見

■ 看護師特定行為・研修部会

- ・ 医学、医療の進歩は著しいため、内容について見直していくことは必要ではないか。
- ・ 制度開始から10年が経過しており、医療現場のニーズも変化しているため、現在、特定行為とされているものが現場のニーズに合っているのかについて見直しをすることには賛成である。
- ・ 現在の38の特定行為の中にも現場ではあまり実施されていないものもあるため、特定行為を増やすことについては慎重な検討が必要ではないか。

■ 第1回ワーキンググループ

- ・ 症例が取れないという特定行為などについては、活用の可能性というところも考えると、そもそもその特定行為として認めたままでよいのか。これについての議論も必要ではないか。
- ・ 抗癌剤の血管外漏出による皮膚損傷のケースでは、行為名がステロイドの局所注射になっているので、症例を集めるのが難しい状況である。こういったところにはシミュレーターを使って、ペーパーシミュレーションも含めて工夫をしていく必要がある。特定行為そのものについても、もう一度考えていく必要があるのではないか。

看護師の業務範囲に関する法的整理

赤枠：医師の業務

青枠：看護師の業務

(黒枠内は主治医の指示を必要とする業務、茶色枠内は主治医の指示を必要としない業務)

医業（医師法第17条）

看護教育水準の向上、医療用器材の進歩、医療現場における実態との乖離等の状況を踏まえて見直し

静脈注射
(昭和26年9月)

診療の補助 = 主治医の指示を必要とする行為
(保助看法第5条、第37条)

- ・ 診療機械の使用
- ・ 医薬品の授与
- ・ 医薬品についての指示
- ・ その他医師・歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為

静脈注射
(平成14年9月)

特定行為

- ・ 薬剤の投与量の調節
- ・ 救急医療等における診療の優先順位の決定
(平成19年12月)

療養上の世話

(保助看法第5条)

看護師の特定行為研修について

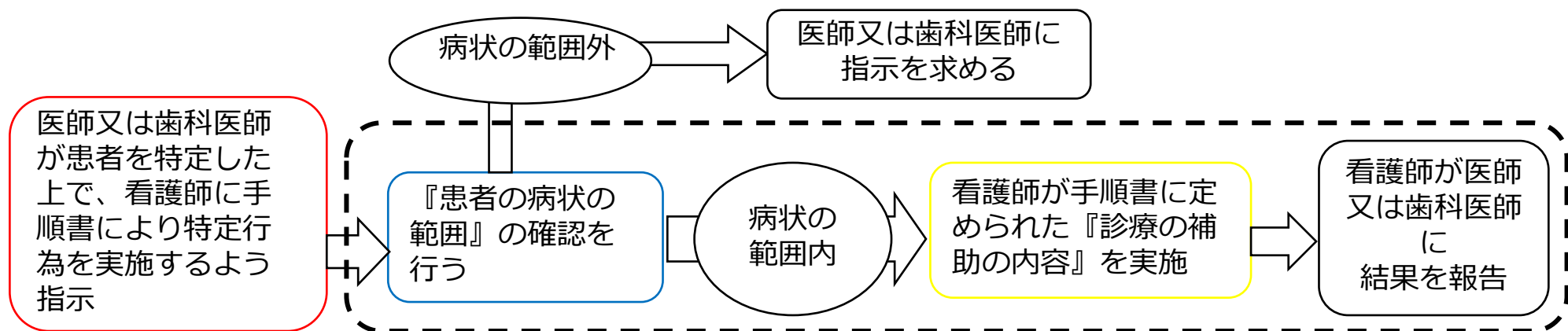
保健師助産師看護師法第37条の2 第1項

特定行為を手順書により行う看護師は、指定研修機関において、当該特定行為の特定行為区分に係る特定行為研修を受けなければならない。

特定行為

診療の補助であつて、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。

(保健師助産師看護師法第37条の2 第2項第1号)



看護師による特定行為の内容の見直し方針（案）

- 看護師の特定行為に係るこれまでの議論、定義、委員等のご意見を踏まえ、今回の議論対象は、次のとおりとしてはどうか。
 - 1) これまでに看護師の特定行為として議論されておらずかつ、一般的な看護師では「技術的な難易度または判断の難易度」があり、特定行為研修を受けた方が良いと考えられる行為
 - 2) 現行の特定行為研修内容で、特定行為の内容に追加することが望ましい内容（医療の進歩等による新たな機器や手技の追加等）
 - 3) 臨床での実用がされることがなくなった行為で削除することが望ましいと考えられる行為

看護師による特定行為に関する実態調査概要

- 【目 的】 2040年を見据え特定行為に係る看護師の研修制度を一層推進するため、看護師の特定行為の内容に係る臨床の実態を把握し、実態に則した見直しを図る。
- 【対 象】 チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ（平成22年5月～平成25年10月開催）でご意見をお伺いした学会・団体等
- 【方 法】 協力依頼文を郵送のうえ電子メールによる回答
- 【調査期間】 令和7年7月11日～令和7年8月8日
- 【調査内容】 1）学会等のガイドライン等における看護師の特定行為に関連した内容の有無
2） 1）で該当がある場合でガイドラインの内容と看護師の特定行為の内容で齟齬等がある内容の具体
3） その他、看護師の特定行為に係るご意見 等
- 【結果概要】 ・ 調査対象109団体のうち69団体から回答があった
・ ガイドライン等で看護師の特定行為に係る内容がある学会等 11団体
そのうち、記載内容に齟齬等があった学会等 6団体

○上記調査結果等を踏まえ、以下内容について検討する。

看護師による特定行為の内容の見直し方針（案）	件数
1）これまでに看護師の特定行為として議論されておらずかつ、一般的な看護師では「技術的な難易度または判断の難易度」があり、特定行為研修を受けた方が良いと考えられる行為	0
2）現行の特定行為研修内容で、特定行為の内容に追加することが望ましい内容（医療の進歩等による新たな機器や手技の追加等）	1
3）臨床での実用がされることがなくなった行為で削除することが望ましいと考えられる行為	1

現行の特定行為研修内容で、特定行為の内容に追加することが望ましい内容 (医療の進歩等による新たな機器や手技の追加等)

末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入

医師の指示の下、手順書により、身体所見（末梢血管の状態に基づく末梢静脈点滴実施の困難さ、食事摂取量等）及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、超音波検査において穿刺静脈を選択し、経皮的に肘静脈又は上腕静脈を穿刺し、末梢留置型中心静脈注射用カテーテル（PICC）を挿入する。

主なご意見

- 末梢静脈挿入型中心静脈用カテーテル（Midlineカテーテル）が発売され、臨床において利用される場面も増えてきている。
- 当該カテーテルは、ガイドワイヤーを先行させるセルジンガー法での留置も必要になるため、一般的な静脈注射より行為の難易度は高いが、末梢留置型中心静脈注射用カテーテル（PICC）と同様の手技で実施可能であり、臨床上の必要性や状況に応じては特定行為として実施されることは有用であると考える。
- そのため、安全性や適応条件を踏まえたうえで、末梢静脈挿入式中心静脈用カテーテル（Midlineカテーテル）も特定行為に位置づけ、手順書に基づき実践できるようにしてはどうか。

修正案

医師の指示の下、手順書により、身体所見（末梢血管の状態に基づく末梢静脈点滴実施の困難さ、食事摂取量等）及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、超音波検査において穿刺静脈を選択し、経皮的に肘静脈又は上腕静脈を穿刺し、末梢留置型中心静脈注射用カテーテル（PICC）・**末梢静脈挿入式中心静脈用カテーテル（Midlineカテーテル）**を挿入する。

臨床での実用がされることがなくなった行為で削除することが望ましいと考えられる行為

抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

医師の指示の下、手順書により、身体所見（穿刺部位の皮膚の発赤や腫脹の程度、疼痛の有無等）及び漏出した薬剤の量等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、副腎皮質ステロイド薬（注射薬）の局所注射及び投与量の調整を行う。

がん薬物療法に伴う血管外漏出に関する合同ガイドライン 2023年版（抜粋） （日本がん看護学会、日本臨床腫瘍学会、日本臨床腫瘍薬学会）

- 【CQ12】 血管外漏出（EV）に対してステロイド局所注射は推奨されるか
【推 奨】 EVに対してステロイド局所注射を行わないことを弱く推奨する

主なご意見

- 臨床の実情にそぐわないため、削除すべき。
- 薬剤の漏出そのものが重大な医療アクシデントに該当するため、看護師が包括的に対応できる範囲の行為として扱うには慎重な判断が必要であると考えます。また、研修施設の立場から見てもこの特定行為に該当する症例を実際に経験する機会は極めて限られており、教育・実習の面でも実効性に乏しい現状がある。
- 実際の臨床現場での有用性や教育上の実現可能性を踏まえたうえで、今後その存続自体を含めた見直しが必要ではないか。

修正案

- 「実施しないこと」が弱く推奨されている段階であり、臨床で実施される場面も想定されることから、当該行為に係る実習の特例を前提に、当分の間は現状のままとし、今後の動向にあわせて再検討することとしてはどうか。

抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整に係る実習の特例

「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について（抜粋）

都道府県知事宛医政局長通知 医政発0926第2号（令和7年9月26日）

「皮膚損傷に係る薬剤投与関連」の実習については、必要症例数を満たせない場合は、シミュレーター等を利用して患者に対して実施する実習と遜色のない実習を実施する場合に限り、実習の症例数に含める取扱いとして差し支えない。

【事務連絡】

看護師の特定行為研修における「皮膚損傷に係る薬剤投与関連」の取扱いについて（周知）（抜粋）

（厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室令和7年9月29日）

○ 症例数の数え方について

区分別科目の実習は、行為の難度に応じて5例又は10例程度の必要な症例数を指定研修機関が適切に設定することとしており、シミュレーションによる学習については実習の症例数には含まないことが原則であるが、「皮膚損傷に係る薬剤投与関連」の実習については、シミュレーター等を利用し、実際に患者に対して実施する実習と遜色なく実施されている場合に限り、症例数に含めることを可能とする。

○ 実習の内容について

看護師の特定行為研修における「皮膚損傷に係る薬剤投与関連」について、実際に患者に対して実施する実習と遜色なく実施されている場合とは、例えば、血管外漏出の状態のアセスメントについては実際の患者で実施し、局所注射の実技のみシミュレーターを活用するなど、患者への対応とシミュレーターの活用を組み合わせた実習などを想定している。